

日本学術会議をめぐる憲法問題

飯島 滋明

(名古屋学院大学。憲法学・平和学)

2020年10月1日、菅首相は日本学術会議が新規会員として推薦した105名のうち、6名の任命を拒否した。この問題については11月6日段階で約740の団体などが抗議声明を出すなど、大きな政治問題となっている。日本学術会議任命拒否問題は、以下のような憲法問題がある。

【1】日本学術会議に敵対的な自民党

まず、今回の6名の任命拒否の背景には、日本学術会議に敵対的な自民党の体質がある。1949年1月、日本学術会議が発足した。戦争への反省を契機に誕生した日本学術会議は戦争や軍事研究に反対する立場をたびたび表明してきた。1950年4月28日、日本学術会議は「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない声明」を出した。1967年10月20日にも「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を出した。2017年3月27日にも「軍事的安全保障研究に関する声明」を出し、「上記2つの声明を継承する」ことが明記された。日本学術会議はこうして戦争や軍事研究に反対の姿勢を貫いてきた。それに対して自民党は、「執拗なまでの学術会議無力化政策ともいべき攻撃と、行政改革の名の下に行われてきた恫喝的政策」(池内了 小寺隆幸編『兵器と大学 なぜ軍事研究をしてはならないか』(岩波ブックレット、2016年) 25頁) という対応をしてきた。そして自民党は日本学術会議の制度変更を実施してきた。たとえば吉田茂首相は1950年、行政改革の一環として学術会議の所轄を総理府から文部省に移管しようとした。1953年には吉田首相らは学術会議の民間移行構想を打ち出した。1983年、自民党・政府は学術会議の反対を押し切り、会員の公選制を推薦制に変えた。こうして日本の科学者の総意が表明される公選制が変更された。2005年にも学術会議の廃止をちらつかせ、学会推薦制度を学術会議会員が後任を推薦できる方式に変えた。2020年11月17日、参議院内閣委員会で井上信治科学技術担当大臣は日本学術会議の見直しに絡め、軍民両用研究を日本学

術会議に促した。

このように自民党は、戦争や軍事研究に反対する日本学術会議に対して敵対的な姿勢を繰り返してきた。菅首相の対応は軍事に肯定的な自民党の体質が表面化したものにすぎない。

【2】学問の自由（憲法23条）への無理解

たとえば2020年2月27日、安倍首相〔当時〕は一斉休校を要請した。一斉休校要請に関して2020年5月20日、日本小児科学会は、「結果として学校閉鎖はCOVID-19死亡者をむしろ増加させると推定されている」、「教育・保育・療育・医療福祉施設等の閉鎖が子どもの心身を脅かしている」などの意見を表明した。上記の小児科学会の見解は子どもの生命や健康のためには必要な見解であると同時に、安倍政権の一斉休校措置に反対する言説となる。こうした発言を政府が封じる事態は市民の生命、健康、幸福にとって良いことか。今後、さまざまな専門家が自らが依拠する学問に基づき、コロナ感染阻止対策を主張することが同時に菅自公政権のコロナ対策を批判することになる場合も生じる。しかし、政府がこうした発言を封じることが市民の生命や健康を守ることになるのか。

真理探究を目的とし、そのことで人々の幸福と平和に寄与する「学問」の営みは、時に政策への批判的言説を伴う。一方、こうした学問の性格のため、歴史的にも学問は時の政府の弾圧・干渉を招いた。そこで憲法23条では「学問の自由」が明記され、時の政府により学問研究や研究成果の発表が禁止・干渉されないことが保障されている。ところが菅首相は安保法制など、安倍自公政権の安保政策に反対する6名の研究者の任命を拒否した。10月5日、菅首相は任命拒否に関して「学問の自由とは全く関係がない。それはどう考えてもそうではないか」と発言した。学問の自由の内容としては一般的に、どのような研究を行うか、あるいは行わないかは個人の自由であり、研究の内容について国家権力等の介入・干渉を受けないという①「学問研究の自由」、②自分の研究成果を発表したり、あるいは発表しない自由である「研究成果発表の自由」、さらに③「教授の自由」や「大学の自治」が挙げられる。自分の専門分野の研究に基づいて安保法制や秘密保護法に反対したために政府から不利益な扱いを受けたのであ

れば、自由な研究・研究成果発表の自由は画餅に帰する。菅政権による日本学術会議推薦会員の任命拒否は学問に政治が介入するものであり、どう考へても「学問の自由」を侵害する。政治が学問に介入し、そのことが市民の幸福と平和を阻害する事例が少なからず存在した歴史、そうした歴史への反省として「学問の自由」が憲法で保障された意義、「学問」が市民の幸福や平和に果たす役割を菅首相は全く理解していない。

【3】批判的人物を排除する菅政権と民主政

民主主義社会では、市民に適切な情報が提供され、市民の間で十分な議論がなされ、その上で政治的意志形成がなされることが求められる。政権に反対する人物を排除し、政府の言いなりになる「イエスマン」ばかり集めたのでは、民主政は健全に機能しない。安倍自公政権、菅自公政権は、人事と金を使って政府に対する異論を封じ込める傾向が顕著であるが、これでは多様な意見の交流に基づく政治的意志形成、民主政が期待できない。菅氏自身も自分に従わない官僚を左遷することを明言している。実際、平嶋彰英立教大学特任教授は総務省の局長だった2014年、菅官房長官に「ふるさと納税」で異議を唱えたために主要ポストから外された。2016年8月ごろの文化功労者選考分科会委員の選任の際にも、文部次官だった前川喜平氏は委員のリストを杉田官房副長官に提出したところ、1週間後に呼び出され、杉田氏から2人を差し替えるように求められた。その際、杉田氏から、「こういう政権を批判するような人物を入れては困る」と前川氏は叱られ、別の人物を選びなおしたという（『時事通信』2020年10月13日付）。アメリカのトランプ氏と同様、菅氏のような異論を排除し、解任を繰り返す政治は民主政とは相いれない。

そして「秘密保護法」「安保法制」「共謀罪」に反対したことを理由に政府から排除されるのであれば、「戦争反対」「違法・不当な弾圧反対」という見解は影を潜め、戦争や市民弾圧に肯定的な見解のみが社会に流布される状況が生じる。こうして民主的な見解が封じられ、戦争に賛成する見解が社会にあふれるようになれば、日本社会の行き着く先は「戦争国家」「全体国家」となる危険性も生じる。

なお、菅氏などは、6名が安保法制反対したか

ら任命を拒否したのではないとも発言している。では、なぜ6名の任命を拒否したのかについて、市民に納得のいく説明をしていない。「説明責任」を果たさない点でも、菅氏の政治は民主政とは言えない。

【4】おわりに

以上、日本学術会議任命拒否問題について若干の考察を加えた。「安保法制反対」などという、自己の研究成果を発表したことで菅政権から任命を拒否されたのであれば、今回の任命拒否は「学問の自由」を侵害する。多様な意見の交換がなされることで、民主政は適切に機能することが予定されるが、人事権行使して異論を排除する菅氏の手口は、民主政を損なう政治である。説明責任は全く果たしていない。菅氏は支離滅裂な説明と法解釈をおこない、「法の支配」を躊躇し続ける。法治国家でありながら法を躊躇する政治を繰り返し、異論を排除する菅氏のような人物は、民主主義国の政治家としては最もふさわしくない。政治が良くなるかどうかは、市民がいかに政治に関わるかで決まる。「秋田の農家で育った苦労人」「パンケーキ好き」「令和おじさん」という、作られた美談に惑わされてはならない。また、日本学術会議に関しても自民党政治家などはいい加減なデマを流したが、こうしたフェイクニュースに惑わされてはならない。私たち市民に寄り添い、いのちとくらしを守る政治を実現するためには、私利私欲にまみれ、市民のための政治をおこなわない自民党、こうした自民党を支援する公明党に対して、選挙などで適切な意志表明することが求められる。

※なお、日本学術会議任命拒否問題の詳細は、1000人委員会のHPに掲載されている、「日本学術会議任命拒否問題」も併せて参照してほしい。

学術会議会員任命拒否の撤回を求める
ネット署名にご協力を！

<http://chng.it/nKQkVNb4>